

第 66 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会【全体会】

日時：2026年4月8日（水）

全体会 10:00～11:00（予定）

場所：JR 東日本現地会議室

次 第

【全体会】

(1)開会

(2)要綱の改定について

【資料1】

(3)5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(6)

【資料2】

(4)その他

(5)閉会

※なお、資料のなかで個人に関する情報や事業の関係等で非公開である情報については、一部表現を修正しています。その他、写真・図について一部訂正や出典等の加筆・修正をしています。

高輪築堤調査・保存等検討委員会 設置要綱

2020年9月18日制定
2021年7月16日改定
2022年1月17日改定
2022年11月9日改定
2023年5月10日改定
2023年8月2日改定
2023年10月4日改定
2024年11月6日改定
2025年4月9日改定
2026年4月8日改定

(名称)

第1条 本委員会の名称は、「高輪築堤調査・保存等検討委員会」(以下「委員会」という。)とする。

(目的)

第2条 委員会は、品川駅北周辺地区土地区画整理事業区域、品川駅街区地区土地区画整理事業区域等及び田町駅周辺において発見された高輪築堤その他文化財に関し、文化財及び鉄道構造物の観点から、調査方法及び保存方法等について検討し、必要な助言を行うことを目的とする。なお、本委員会で扱う調査とは、検出調査及び本調査を示すものとし、保存とは、現地保存・移築保存・記録保存を示すものとする。また、「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」と連携を図るものとする。

(総則)

第3条 前条の目的を果たすために、委員会は高輪築堤その他文化財を包括する事項については、全体会にて検討し、必要な助言を行う。

2. 委員会は、区域毎に部会を置く。各々の名称は以下の通りとする。

- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会（北周辺部会）」(以下「部会①」という。)
- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会（駅街区部会）」(以下「部会②」という。)
- ・「高輪築堤調査・保存等検討委員会（東海道線接続区間部会）」(以下「部会③」という。)

<部会①設置要綱>

(所掌事項)

第4条 部会①は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

(組織)

第5条 部会①の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家（学識経験者等、別表1）で構成する。

2. オブザーバー（別表1）は部会①に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 部会①には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、部会①の構成員（委員及びオブザーバー）のほか、専門的見地から委員以外のもの（以下「関係者」という。）の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、部会①の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を部会①に報告することができる組織とする。
7. 部会①の構成員（委員及びオブザーバー）として適任者がいる場合は、部会①において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

(会議)

第6条 部会①は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第7条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会①が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、部会①の意向を確認したうえで事務局が委員を選定することができる。

(事務局)

第8条 部会①の事務局は東日本旅客鉄道株式会社 本社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門に置くものとする。

(守秘義務)

第9条 構成員及び関係者は、この部会①で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、部会①に関し必要な事項は、部会①において定めるものとする。

<部会②設置要綱>

(所掌事項)

第11条 部会②は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

(組織)

第12条 部会②の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家（学識経験者等、別表1）で構成する。

2. オブザーバー（別表1）は部会②に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 部会②には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、部会②の構成員（委員及びオブザーバー）のほか、専門的見地から委員以外のもの（以下「関係者」という。）の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、部会②の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を部会②に報告することができる組織とする。
7. 部会②の構成員（委員及びオブザーバー）として適任者がいる場合は、部会②において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

(会議)

第13条 部会②は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第14条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会②が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、部会②の意向を確認したうえで事務局が委員を選定することができる。

(事務局)

第15条 部会②の事務局は京浜急行電鉄株式会社に置くものとする。

(守秘義務)

第16条 構成員及び関係者は、この部会②で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、部会②に関し必要な事項は、部会②において定めるものとする。

<部会③設置要綱>

(所掌事項)

第18条 部会③は、高輪築堤等に関し、以下の事項について検討し、必要な助言を行うものとする。

- (1) 調査の方法について
- (2) 調査の結果を踏まえた保存方法等について

(組織)

第19条 部会③の委員は、考古学、鉄道史、近代史、土質力学等の専門家（学識経験者等、別表1）で構成する。

2. オブザーバー（別表1）は部会③に参加し、意見を述べることができる。
3. 委員長は、委員の中から互選、あるいは互選がない場合は、事務局が推薦するものとし、いずれも委員の承認を受けることとする。
4. 副委員長は、必要に応じて委員長が任命するものとする。
5. 部会③には、必要に応じて作業部会を置くことができる。
6. 作業部会は、部会③の構成員（委員及びオブザーバー）のほか、専門的見地から委員以外のもの（以下「関係者」という。）の出席を求めることができる。また、調査方法及び保存方法等について、部会③の意向を踏まえた詳細な検討を行い、必要に応じて検討結果を部会③に報告することができる組織とする。
7. 部会③の構成員（委員及びオブザーバー）として適任者がいる場合は、部会③において委員の承認を受けて、構成員に追加することができる。

(会議)

第20条 部会③は委員長が招集し、委員長が議長として会議を総括する。

2. 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(任期)

第21条 委員の任期は2年間とする。ただし、2年を超えて部会③が継続する場合は、再任を妨げない。

2. 委員が何らかの事由により欠けた場合は、部会③の意向を確認したうえで事務局が委員を選定することができる。

(事務局)

第22条 部会③の事務局は東日本旅客鉄道株式会社 本社 建設工事に置くものとする。

(守秘義務)

第23条 構成員及び関係者は、この部会③で知り得た情報を事務局の許可なく第三者に漏えいしてはならない。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、部会③に関し必要な事項は、部会③において定めるものとする。

(別表1) 検討体制名簿

			部会 ①	部会 ②	部会 ③
委員長	谷川 章雄	早稲田大学 人間科学学術院 名誉教授	○	○	○
委員	老川 慶喜	立教大学名誉教授	○	○	○
委員	小野田 滋	鉄道総合技術研究所 アドバイザー	○	○	○
委員	古関 潤一	東京大学名誉教授 ライト工業 R&Dセンター テクニカルオフィサー	○	○	○
オブザーバー	文化庁 文化資源政策・記念物課 史跡部門		○	○	○
オブザーバー	文化庁 文化資源政策・記念物課 埋蔵文化財部門		○	○	○
オブザーバー	港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課		○	○	○
オブザーバー	港区 街づくり支援部 街づくり推進担当		○	○	○
オブザーバー	港区 街づくり支援部 土木課				○
オブザーバー	東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課		○	○	○
オブザーバー	鉄道博物館 学芸部		○	○	○
オブザーバー	J R 東日本コンサルタンツ株式会社		○	○	○
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 道路橋梁課		○		
オブザーバー	東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課		○	○	
オブザーバー	東京都 交通局 建設工務部 計画改良課		○		
オブザーバー	独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部		○	○	
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 構造技術センター		○	○	○
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門		○	○	○
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 まちづくり部門		○		
オブザーバー	東日本旅客鉄道株式会社 建設工事部				○
オブザーバー	京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 品川開発推進部			○	
オブザーバー	京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 建設部		○	○	

注) 全体会は、全ての部会のメンバーが参加するものとする。

5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について (6)

2026年3月11日の第65回高輪築堤調査・保存等検討委員会では、2月4日の同委員会において提示した、委員見解「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(5)」を受けたJR見解「『5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(5)』に対する当社の見解」が示された。本文書は3月11日のJR見解に対する委員の見解をとりまとめたものである。

1. 文化財的価値について

文化財的価値の評価について、これまでの委員見解をまとめると以下のようになる。

- ①高輪築堤跡の遺構は日本の近代化土木遺産を代表する遺跡として、わが国の近代史、鉄道史、土木史、産業史上重要な位置を占めている。また、東京や高輪の地域史を考える上でも貴重な遺跡である。
- ②国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に指定された、2街区の築堤部及び3街区の第7橋梁橋台部・築堤部と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有していると評価できる。
- ③高輪築堤跡の文化財的価値の判断基準は、「希少性」「連続性」「遺存度」「歴史的重層性」という観点に基づいている。
- ④5・6街区及び隣接地区の高輪築堤跡は、1～4街区の高輪築堤跡と同等の文化財的価値を有するとともに、高輪築堤跡の構造の多様性を示す貴重な遺構であると考えられる。高輪築堤跡の構造の多様性は構築方法の違いや構築時の工区を示すものである。また、第8橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。
- ⑤6街区の海側石垣に設置された張り出し遺構は、4街区で検出された信号機跡と類似しており、わが国最初期の信号機跡と推定される貴重な遺構である。

2. 保護措置について

保護措置については、以下のとおりである。

- ①保護措置は上記のような文化財的価値の評価に基づいて判断する。とくに、高輪築

堤跡全体が「希少性」の高い遺構であり、その中でも信号機跡はきわめて「希少性」が高い。高輪築堤跡の遺構は「連続性」を有し、「遺存度」はきわめて良好である。鉄道開業時から複線化、3線化さらに周辺の埋め立てを経て現在に至る、日本の鉄道発展の「歴史的重層性」がうかがわれるという評価を前提とする。

②保護措置は「現地保存」「移築保存」「記録保存」に分かれるが、遺跡の価値は「現地保存」によって維持されるものである。「移築保存」「記録保存」の際に発掘調査が行われるが、考古学では発掘調査は遺跡を破壊する行為の一種とされている。埋蔵文化財行政では、原則として遺跡を現状のまま後世に保存する「現地保存」の措置をとり、やむを得ずそうした措置をとることができない場合、発掘調査等によって埋蔵文化財の記録を作成する「記録保存」が行われる。したがって、保護措置についての協議は、遺跡の全面的な「現地保存」を検討することを出発点としたが、冒頭で述べたように、次の段階の協議として部分的な「現地保存」の検討を行う。

③1～4街区の保護措置については、3街区第7橋梁橋台部約20mとそれにつながる南北の築堤部各約30m、合わせて約80m、及び4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構を「現地保存」することを要望した。残念ながら後者は実現できず、信号機跡を含む築堤跡約30mを「移築保存」することになった。すなわち、1～4街区で「現地保存」された築堤部は、第7橋梁橋台部につながる南北約30mずつ、2街区の公園部分の約40mであり、高輪築堤の海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の遺構が「現地保存」されたとは言い難い。また、JR見解(2025. 8. 6)では、1～4街区の「高輪築堤の保存・継承」の一つとして「高輪築堤の記憶・連続性を表現するランドスケープ」をあげているが、これは保護措置における「記録保存」の成果の活用に位置づけられるものである。

④このように1～4街区の保護措置において、4街区の信号機跡を含む築堤跡の可能な限り長い区間の遺構の「現地保存」が実現できなかったことを踏まえ、5・6街区においては、わが国最初期の信号機跡と推定される信号機跡、及び海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部100m以上の区間の「現地保存」を要望する。海上築堤の鉄道らしい「連続性」を有する築堤部の長さの根拠は、4街区の高輪築堤跡の景観に拠っている。

⑤上記の遺構は、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」と一連のものであり、国指定史跡にふさわしい文化財的価値を有している。したがって、「現地保存」した後に、国史跡「旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」に追加指定されることが必要になると考える。なお、『「史跡旧新橋停車場跡及び高輪築堤跡」における高輪築堤跡保存活用計画書』には、「計画対象範囲内における追加指定」として、「計画対象範囲内において遺構を土中保存している箇所や、遺構が確認されていない箇所等における高輪築堤跡及び

関連する遺構については、遺構の遺存状況と周辺の開発状況等に応じて条件が整った場合、史跡の追加指定について、行政機関と協議を行う。」と明記されている。

⑥1～4街区の保護措置については、2021年12月8日の第12回高輪築堤調査・保存等検討委員会で取り上げた、4街区の第7橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」が検討課題となっている。ここではその後の検討経緯について説明を求めるとともに、改めて第7橋梁南横仕切堤跡の「移築保存」について協議することにした。

⑦2025年4月9日の第54回高輪築堤調査・保存等検討委員会に提出されたJR見解には「まちづくりと高輪築堤の保存・継承等の両立へ向けて」という文言があるが、ここでいう「両立」とはどのようなあり方を示すものなのか、委員と見解を共有する必要がある。

上記の「1.文化財的価値について」「2.保護措置について」は、2025年9月3日の委員見解「5・6街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置(3)」で示したものであるが、「2.保護措置について」のうち④及び⑥に関する1月7日のJR見解について、2月4日の委員見解では、以下のような点を述べた。

(1)5・6街区の信号機跡及び築堤部100m以上の区間の現地保存を要望してきた。JR見解において、5・6街区での築堤部100m以上の区間の現地保存が難しいとされたことは理解できる。一方、5・6街区間の現地保存については、現時点でその成立性の検証にあたっては、詳細な検討や協議等が必要であり、時間と費用を要するとのことであった。しかしながら、5・6街区間の現地保存の問題は、すでに2025年4月の本委員会において古関委員が検討を要望したことである。また、5・6街区間南端では信号機跡が確認されている。したがって、再度本委員会として、信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の検討を要望する。本委員会としては、信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6街区の保護措置に関する結論を得ることとしたい。

(2)6街区南部については、これまでの調査成果をとりまとめ、築堤部と第8橋梁北横仕切堤との関係を把握するとともに、第7・8橋梁横仕切堤における位置づけを明らかにする手続きが必要である。今後は本委員会においてそうした手続きを経て、6街区南部の遺構の構成要素と開発計画の関係を確認することにした。

これを受けて3月11日のJR見解では以下のように述べられている。

(1)「信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の検討」については、当社の開発計画以外の公共事業等も進んでいる状況から、当社だけでは検討の深度化が困難である。しかしながら、再度の要望を真摯に受け止め、加えて「『国際交流拠点・品川』における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議」(2026年2月18日、第19回開

催)における議論も踏まえ、当社を含めた関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討・協議を進めることとなり、既に開始されている。なお、協議体における検討・協議の結果等については、改めて本委員会に報告する予定である。この協議体においては、5・6街区における決定済の都市計画の変更や建物計画の変更等の開発計画の変更を伴うことも想定され、5・6街区の開発計画に関する各種法令等に基づく具体的な協議を進める中での検討・協議となり、一定期間の時間を要するものであることをご理解願う。

(2)6街区南部(第8橋梁北横仕切堤付近)における調査成果については、東京都教育庁、港区教育委員会の協力を得て、今回とりまとめを行った。また、6街区南部における開発計画との関係については、これまでも説明しているとおり、委員見解の文化財的価値「第8橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤が含まれ、旧品川停車場につながる部分にあたる点も重要である。」を踏まえ、費用増を伴う計画変更を実施し、第8橋梁部北横仕切堤を含む高輪築堤(約110m)の現地保存を実現している。

こうしたJR見解について、以下のような点を述べる。

- ・信号機跡を含む5・6街区間の現地保存については、2月4日の委員見解を受けて、JR、関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討が進められていることに感謝する。協議体における検討・協議の結果等については、本委員会に報告することである。本委員会としては、協議体における検討・協議の経過を注視しながら、最終的な結果を待つことにしたい。なお、2月4日の委員見解で述べたように、信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の方策を見通した上で、5・6街区の保護措置に関する結論を得ることとする。
- ・6街区南部の第8橋梁北横仕切堤については、これまでの調査成果から、遺存状態は第7橋梁南北横仕切堤の方が良く、石垣は後に暗渠の一部に転用されているが、第7橋梁南北横仕切堤との共通点を有しており、新橋・横浜間で北横仕切堤、南横仕切堤は第7・8橋梁にともなうこの2ヵ所しかないところから、希少性の高い遺構であることが指摘された。こうした所見は、第8橋梁及びそれにともなう南北横仕切堤の文化財的価値が重要であるとした委員見解を支持するものである。
- ・JR見解では、第8橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡(約110m)の現地保存を実現しているとされるが、高輪築堤跡(約110m)のうち大半が6街区南部の東側の線路下にあっている。6街区南部では、調査によって高輪築堤跡複線期の裾ラインを確認しているが、北横仕切堤より南では街区外の線路下に裾ラインが想定される。また、線路下の高輪築堤跡の遺構の状況は明確になっていない。したがって、今後は線路下の高輪築堤跡の遺構の状況を確認する必要がある。

また、2025年12月3日の委員見解において、「4街区第7橋梁南横仕切堤跡の『移築保存』に関するこれまでの検討経過及び今後の見通しについて説明を求める。」と要望したが、1月7日のJR見解では、「4街区第7橋梁南横仕切堤跡の移築保存先の確保が未済であり、今後の見通しについて示せる状況にない。」という回答であった。また、関係行政に対して「今後も関係行政等と連携のうえ検討を行うが、移築の候補地等については関係行政からの提案、助言をお願いしたい。」と述べている。本件については、引き続き具体的な移築保存先の確保の検討をお願いしたい。

本委員会の「保護措置に係る助言のとりまとめ」にあたっては、従来通り、JR及び委員が互いの見解を受け止めて論点を明確にした上で、根拠にもとづく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。

以上、3月11日第65回高輪築堤調査・保存等検討委員会において示されたJR見解に対する委員見解を提示する。